（登録の更新）

第六条　第二条第二項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施に係る義務）

第七条　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により建築物石綿含有建材調査者講習事務を行わなければならない。

一　建築に関する知識及び経験を有する者として次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

イ　学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者

ロ　学校教育法による短期大学において、正規の建築学又はこれに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

ハ　ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者

ニ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

ホ　建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者

ヘ　建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者

ト　イからヘまでと同等以上の知識及び経験を有する者

二　建築物石綿含有建材調査者講習を毎年一回以上行うこと。

三　建築物石綿含有建材調査者講習は、講義、実地研修及び修了考査により行うこと。

四　講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識	建築物と石綿、石綿関連疾患、建築物の石綿濃度と健康リスク、リスク・コミュニケーション、建築物石綿含有建材調査者その他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	二時間
石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材（吹付け材、耐火被覆材、保温材及び断熱材）、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	三時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	一時間
成形板等の調査	成形板等の調査に関する事項	一時間

五　講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

六　実地研修は、受講者の講義の内容への理解を一層深めることができるものであること。

七　実地研修は、安全管理を行う者を配置し事故防止に十分配慮して行うこと。

八　講師は、講義及び実地研修の内容に関する受講者の質問に対し、講義及び実地研修中に適切に応答すること。

九　修了考査は、講義及び実地研修の終了後に行い、筆記試験及び口述試験により、建築物石綿含有建材調査者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

十　建築物石綿含有建材調査者講習を実施する日時、場所その他の建築物石綿含有建材調査者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

十一　不正な受講を防止するための措置を講じること。

十二　終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十三　修了考査に合格した者に対し、別記様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第八条　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第五条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

（建築物石綿含有建材調査者講習事務規程）

第九条　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した建築物石綿含有建材調査者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二　講習事務を行う事務所及び建築物石綿含有建材調査者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項

三　講習の受講の申込みに関する事項

四　講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五　講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項

六　実地研修における事故防止対策に関する事項

七　修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

八　終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

九　修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十一　講習事務に関する公正の確保に関する事項

十二　不正受講者の処分に関する事項

十三　第十五条第三項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四　その他講習事務に関し必要な事項

（建築物石綿含有建材調査者講習事務の休廃止）

第十条　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に届け出るものとする。

一　休止し、又は廃止しようとする建築物石綿含有建材調査者講習の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三　休止又は廃止の理由